

# 太陽光発電設備の設置を検討される方へのご案内

平成26年5月 現在

太陽光発電事業を行うときは、電気事業法に係る届出等の他にも、いろいろな法令等による申告、許可、届出等が必要になります。

## ○税に関すること

太陽光発電設備は償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合があります、その場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告する必要があります。

また、太陽光発電による売電収入については、所得税、住民税等の課税対象となります。

※相談窓口：税務課 ☎028-675-8103

## ○農業振興地域の整備に関する法律に基づく規制

農業振興地域整備計画において農用地区域内とされた区域内の農地の場合、原則として太陽光発電設備を設置することはできません。

※相談窓口：産業課 ☎028-675-8104

## ○農地法に基づく農地転用

太陽光発電設備を設置するために農地を転用する場合は、市街化区域の場合は届出が、市街化調整区域の場合は許可が必要です。

※相談窓口：農業委員会事務局 ☎028-675-8108

## ○国土利用計画法に基づく事後届出

一定面積以上の土地取引については、契約等をした日から2週間以内（契約日を含む）に町長に届け出なければなりません。

区 域	取引規模	届出の必要な土地取引
市街化区域	2,000㎡以上	売買・交換・共有持分の譲渡・地上権や賃借権の設定（設定に際して支払われる権利金や一時金を伴う場合）など（これらの取引の予約である場合も含む。）
市街化調整区域	5,000㎡以上	

注：未登記でも契約した日から2週間以内の届出が必要です。

※問い合わせ：都市整備課 ☎028-675-8107

裏面に続く

## ○高根沢町景観条例に基づく行為届出

高根沢町では、平成 16 年度に施行された景観法を受け、高根沢町らしい良好な景観を形成するために「高根沢町景観計画」を策定し、その計画を実現するために「高根沢町景観条例」を制定しました。

**500㎡以上の樹林地を皆伐**して太陽光発電設備を設置する場合は、届出が必要になります。

※問い合わせ：都市整備課 ☎028-675-8107

## ○土地区画整理事業区域内に設置する場合の届出・許可

高根沢町内では、宝積寺駅西第一地区（町施行）と宝積寺中坂上地区（組合施行）の 2 地区で土地区画整理事業が実施されています。土地区画整理事業施行区域内に太陽光発電設備を設置するときは、**土地区画整理法第 76 条の許可**が必要な場合があります。

また、**宝積寺中坂上地区内に太陽光発電設備を設置する場合は、別途に地区計画に係る届出**が必要になります。

※問い合わせ：都市整備課 ☎028-675-8107

## ○森林法に基づく届出または許可

**地域森林計画対象民有林を伐採**して太陽光発電設備を設置する場合は、届出または許可が必要になります。

伐採規模	必要な行為	備 考
1 ha 以下	町に届出	<b>伐採を始める 30 日から 90 日前までに届出</b>
1 ha 超	栃木県知事の許可	<b>許可までに 80 日間必要</b> 許可を受け伐採を開始したら、林地開発行為着手届を提出

※問い合わせ：産業課 ☎028-675-8104

## ○文化財保護法に基づく届出

遺跡や遺物などの文化財が埋蔵されている土地で太陽光発電設備を設置する場合は、文化財保護法第 93 条の規定に基づき、**工事着工の 60 日前までに届出**が必要です。

※問い合わせ：生涯学習課 ☎028-675-3175

## ○その他

太陽光発電設備の設置工事の内容によっては、別途許可・届出が必要になることがありますので、その際は税務課までご相談願います。